

委員 長 報 告 書

さる 12 月 5 日の本会議において、本委員会に付託された、
請願第 3 号 「所得税法第 56 条」の廃止を求める意見書の提出を求める請
願について
を審査するため、12 月 6 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で
採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

記

請願第 3 号の主旨は、個人事業者が生計を一にする親族に支払った給与
や家賃を経費として認められるよう、国に対し、所得税法第 56 条の廃止を
求める意見書の提出を求めるものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。